

陸貨災防岩支発第93号
令和3年12月6日

岩手労働災害防止団体連絡協議会
会長 近藤 一 英 殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
岩手県支部
支部長 高橋 嘉信



厚生労働省補助事業

「荷役災害防止担当者講習会（荷主等向け）」受講勧奨についてのお願い

貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、日頃は当協会の事業運営に対しますご理解とご協力に衷心より感謝申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業における労働災害についての事故の型別の内訳を見ると、交通事故は全体の約7%であるのに対し、トラックの荷台等からの墜落・転落、動作の反動・無理な動作、転倒、フォークリフト等の荷役運搬機械災害といった荷役作業時における労働災害が約70%を占めています。加えて、荷役作業時の労働災害の約70%が荷主等（集荷先、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しているという特徴があります。

このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下、「荷役ガイドライン」といいます。）を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。

しかしながら、ガイドライン策定後も陸上貨物運送事業における荷役作業時の労働災害件数や事故の型別に大きな変化は無く、逆に全体的な件数は増加傾向にあることから、厚生労働省は陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）に対し、「陸上貨物運送事業の労働災害防止に向けたより一層の取組について」の要請がなされたところです。

令和3年度の厚生労働省補助事業の内、「荷役災害防止担当者講習会（荷主等向け）」を全国47か所で開催していますが、岩手県では令和4年2月8日に別紙開催案内の内容にて開催することと致しました。

つきましては、貴連絡協議会加盟各団体様のご理解をいただき、多くの荷主等事業場の担当者の皆様が受講され、労働災害の減少のためご協力方お願い申し上げます。

尚、開催に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮して開催することを申し添えます。

以 上